○関東地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第百八十九号峡東都市計画道路事業三・四・八号山梨市駅南線及び三・四・五号根津橋通り線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二十三日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・百二号宇都宮水戸線及び三・四・百四号宮の橋不動前線

三　事業施行期間　自平成十三年二月二十二日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第三百六十九号日光都市計画道路事業三・四・二十号平町東町線、三・四・二十五号下今市駅前線及び三・五・七号今市宇都宮線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月二十二日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第二十六号那珂川都市計画道路事業三・四・二号氏家大子線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和元年関東地方整備局告示第五十六号足利佐野都市計画道路事業三・五・百一号毛野西新井線

三　事業施行期間　自令和元年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　一号　草津市野路六丁目字上北池一五番七から同市野路六丁目字上北池二三番一六まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十六日

○近畿地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八幡市戸津南代一二番一から同市戸津南代三四番二まで	前	二一・七一～二八・八三メートル
	後	二四・〇九～三〇・九六メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○九州地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年九州地方整備局告示第十三号久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成七年三月三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし